

24060-1633
令和7年9月5日

公益社団法人宮崎県医師会長 殿

宮崎県福祉保健部長
(公 印 省 略)

「令和8年度病床機能等分化・連携促進基盤整備事業」等に係る事業実施意向調査について

日頃より、本県医療行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金を県に設置し、県が策定する実施計画に基づき各種事業を実施しております。

その中で、地域における医療機能の分化・連携等の促進を目的として、病床機能の転換等に必要となる施設及び設備の整備費用の一部を補助する標記事業を実施しているところですが、来年度の当該事業の実施及び新たな補助事業化の検討に当たり、県内医療機関の意向を把握したいので、令和7年10月17日（金）までに、別添様式により御回答をお願いします。

問合せ先

医務・計画担当：木村

電話：0985-26-7055

E-mail：iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に係る事業実施意向調査票

医療機関名							
記入者役職・氏名							
電話番号							
E-mailアドレス							
事業分類	病床機能等分化・連携促進基盤整備事業	☐ 施設整備 (補助率1/2)	☐ 病棟の新築・増改築	☐ 病棟の改修	☐ リハビリ施設の 新築・増改築	☐ 再編統合に付随 した新築・増改 築・改修	
		☐ 設備整備 (補助率1/2)					
	その他	☐ 病床削減に伴う 病棟・病室等改 修	下記に予定事業の内容をご記載ください。				
		☐ 再編統合・ダウ ンサイジング・機能転 換の計画策定	下記に予定事業の内容をご記載ください。				
事業概要							
地域医療構想の達成に向 けた病床機能の分化・連 携の内容							
現在の病床機能と事業に より変更予定の病床機能 及び病床数	病床機能報告予定 (R6. 7. 1時点)			病床機能 (事業実施後報告予定数)			
	高度急性期	床	→	高度急性期	床		
	急性期	床	→	急性期	床		
	回復期		→	回復期	床		
	慢性期	床	→	慢性期	床		
			→	介護施設等への転換	定員	人	
事業実施後、算定するこ ととなる特定入院料	☐ 地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域包括ケア入院医療管理料 ☐ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ☐ その他 ()						
概算事業費							
事業費積算							
事業期間 (予定)							
備考							
地域医療構想調整会議で の具体的対応方針の協議 状況		☐ 合意済 ☐ 協議中 ☐ 協議未着手					

(注) 本意向調査で要望いただいた事業が基金状況、事業内容等によって、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

(注) 基金の活用にあたっては、各圏域の地域医療構想調整会議において同意を得る必要があります。

(注) 基金を活用する場合には、補助を希望する事業の事前着工は認められませんので御注意ください。

【大まかな流れ】

事業要望提出 (本意向調査票の提出) → 基金の内示 (翌年夏頃) → 各圏域の地域医療構想調整会議で説明・協議 (地域調整会議の趣旨に沿った整備であるか) → 合意
→ 補助金申請書の提出 → 交付決定 (予算の範囲内で) → 工事業者との契約 → 着工 → 工事完了 → 検査 → 支払

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に係る事業実施意向調査票

医療機関名		医療法人〇〇会 〇〇病院					
記入者役職・氏名		事務長 〇〇〇〇					
電話番号		(〇〇〇〇) - 〇〇 - 〇〇〇〇					
E-mailアドレス		@......jp					
事業分類	病床機能等分化・連携促進基盤整備事業	☒ 施設整備 (補助率1/2)	☒ 病棟の新築・増改築	☐ 病棟の改修	☐ リハビリ施設の新築・増改築	☐ 再編統合に付随した新築・増改築・改修	
		☒ 設備整備 (補助率1/2)	整備予定の機器 (〇〇、〇〇、〇〇)				
	その他	☐ 病床削減に伴う病棟・病室等改修	下記に予定事業の内容をご記載ください。				
		☐ 再編統合・ダウンサイジング・機能転換の計画策定	下記に予定事業の内容をご記載ください。				
事業概要		急性期病棟を回復期リハビリテーション病棟に機能転換するための施設改修と必要な医療機器等の購入。					
地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化・連携の内容		2025年を展望すると、〇〇医療圏においては回復期病床が不足しているため、当院の〇〇床を回復期病床へ機能転換する。					
現在の病床機能と事業により変更予定の病床機能及び病床数	病床機能報告予定 (R6. 7. 1時点)				病床機能 (事業実施後報告予定数)		
	高度急性期	床	→	高度急性期	床		
	急性期	100床	→	急性期	50床		
	回復期	床	→	回復期	50床		
	慢性期	床	→	慢性期	床		
			→	介護施設等への転換	定員	人	
事業実施後、算定することとなる特定入院料		☐ 地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域包括ケア入院医療管理料					
		☒ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ☐ その他 ()					
概算事業費		100,000千円					
事業費積算		施設改修費 80,000千円 リハビリ器具等購入費 20,000千円 ・購入予定機器 〇〇、〇〇、〇〇					
事業期間 (予定)		令和7年〇月～令和8年3月 (最長でも令和8年3月末までに完了する事業内容にしてください。)					
備考							
地域医療構想調整会議での具体的対応方針の協議状況		☒ 合意済 ☐ 協議中 ☐ 協議未着手					

(注) 本意向調査で要望いただいた事業が基金状況、事業内容等によって、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

(注) 基金の活用にあたっては、各圏域の地域医療構想調整会議において同意を得る必要があります。

(注) 基金を活用する場合には、補助を希望する事業の事前着工は認められませんので御注意ください。

【大まかな流れ】

事業要望提出 (本意向調査票の提出) → 基金の内示 (翌年夏頃) → 各圏域の地域医療構想調整会議で説明・協議 (地域調整会議の趣旨に沿った整備であるか) → 合意

→ 補助金申請書の提出 → 交付決定 → 工事業者との契約 → 着工 → 工事完了 → 検査 → 支払 (予算の範囲内で)

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備について

【調査の概要】

今回調査では従来からの補助事業「1 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業」の活用予定の調査のほか、「2 厚生労働省の標準事業例」について、ニーズ調査を行います。

なお、本調査で要望いただいた事業については、基金状況、事業内容等によって、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

1 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業活用予定調査（詳細は交付要綱参照）

医療機関が急性期機能を持つ病棟から地域で不足する回復期機能を持つ病棟等への転換を行う際の施設整備・設備整備に対し補助を行う事業で、現行の事業です。

(1) 施設整備費の補助

ア 病床機能の分化・連携等

病床機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

区分	補助基準額	補助上限額
病棟 (新築・増改築)	基準面積（25 m ² ×病床数）×単価（鉄筋コンクリート 224,000 円又はブロック 195,300 円） (参考) 1 床あたり 鉄筋コンクリート 5,600,000 円 ブロック 4,882,500 円	予算の状況により変動
病棟（改修）	1 床あたり 3,910 千円	
医学的リハビリテーション施設 (新築・増改築)	基準面積（450 m ² ）×単価（鉄筋コンクリート 250,000 円又はブロック 218,500 円）	
再編統合に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等（新築・増改築・改修）	面積（m ² ）×単価（鉄筋コンクリート 200,900 円又はブロック 175,100 円）	

※ 設計費、土地取得費、外構工事費等は対象外

イ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小

病床削減に伴い病棟等を医療機関内の他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設の新築、増改築、又は改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

・補助基準額 面積(m²)×単価（鉄筋コンクリート 200,900 円又はブロック 175,100 円）

(2) 設備整備費の補助

病床機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

- ・補助基準額 1か所あたり 11,000 千円
- ・補助上限額 5,500 千円

※今年度の内容であり、来年度分は内容が変更となる可能性があります。

2 厚生労働省の標準事業例に関するニーズ調査

厚生労働省の示す標準事業例について、県内医療機関へニーズの調査を行うものです。

このうち、必要性のある事業については、県において補助事業化に向けた検討を行います。

【想定する補助対象経費】

- (1) 再編統合、ダウンサイジング、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費
 - ア 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
 - イ 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
 - ウ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費
- (2) 再編統合等の際に必要となる経費
 - ア 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
 - イ 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費
- (3) 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費
- (4) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費
- (5) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費
- (6) 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額等の人件費

※厚生労働省の示す標準事業例（Ⅰ－(1)－5病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備）に係る補助内容の検討資料とさせていただきます。

病床機能等分化・連携促進基盤整備事業について

【事業概要】

病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。

(1) 施設整備費の補助

病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内) など

(2) 設備整備費の補助

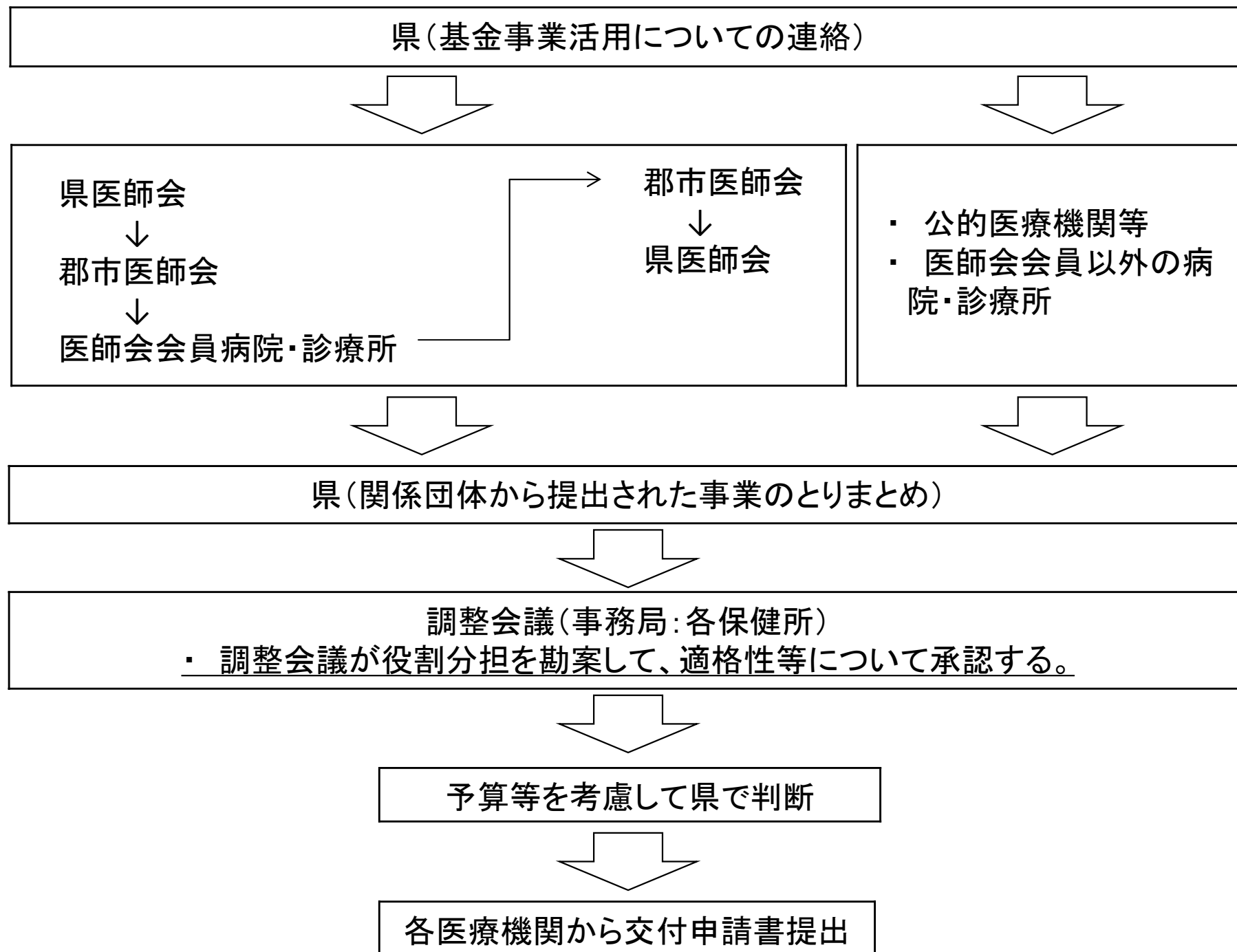
病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

【補助対象となる事業例】

- ・ 将来過剰になると見込まれる急性期から不足すると見込まれる回復期へ病床機能を転換するため、病棟の改修を実施する。
- ・ 調整会議で合意に至った役割分担(急性期●●床、回復期■●床)により必要となる施設の増改築を実施する。

※ 全ての事業例において、調整会議の決定事項や、各医療機関の行う病床機能報告との整合性が重要となる。

病床機能等分化・連携促進基盤整備事業の活用の流れ



病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金交付要綱

平成26年12月9日
福祉保健部医療業務課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、予算に定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画に掲げる事業のうち病床の機能分化・連携促進に係る事業を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 前条の補助金の補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすことを要件とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを宣誓した者であること。
- (3) 補助事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (2) 前条第2項第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号）
- (3) 前条第2項第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 補助金所要額調書（別記様式第5号）

(5) その他参考となる書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る関係書類の保存については、基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (7) 補助事業を行う者が(1)から(6)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第10条第2項第1号の規定により内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、事業実施年度における対象事業ごとの補助対象経費の額の20%を超えない額の変更については、この限りでない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他参考となる資料

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が認めた場合を除き、補助金の交付決定のあった年度の12月末現在の状況等について、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
 - (2) 事業収支決算書（別記様式第8号）
 - (3) 補助金所要額精算書（別表第2の事業の場合）（別記様式第9号）
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の概要を示す書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 第3条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第1項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入に係る消費税等相当額報告書（別記様式第10号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第21条第1項ただし書並びに同項第2号及び第3号の規定により知事の定める期間及び財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) 規則第21条第1項ただし書の知事の定める期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
- (2) 規則第21条第1項第2号及び第3号に定めるもの 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、単価30万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年度予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、この要綱による改正後の病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年度予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度予算に係る病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助金額
病床機能等分化・連携促進基盤整備事業（施設整備）（設備整備）	病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費	(1)病棟（新築・増改築） 基準面積×単価 ・基準面積＝25㎡×病床数 ・単価 鉄筋コンクリート 224,000円 ブロック 195,300円 (2)病棟（改修） 1床あたり3,910千円 (3)医学的リハビリテーション施設（新築・増改築） 基準面積×単価 ・基準面積 450㎡ ・単価 鉄筋コンクリート 250,000円 ブロック 218,500円 (4)再編統合に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等（新築・増改築・改修） 面積（㎡）×単価 ・単価 鉄筋コンクリート 200,900円 ブロック 175,100円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な医療機器等（備品）購入費	1カ所あたり11,000千円	
病床機能等分化・連携促進	病床削減に伴い病棟を医療	病棟から他の用途への変更（新築・増改築・改修）	補助対象経費の実支出額と補助基準額

基盤整備事業 (事業縮小に伴う施設整備)	機関内の他の用途へ変更するために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費	面積 (㎡) × 単価 ・ 単価 鉄筋コンクリート 200,900円 ブロック 175,100円	とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
-------------------------	---	---	---

- 1 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業(施設整備)及び病床機能等分化・連携促進基盤整備事業(事業縮小に伴う施設整備)においては、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) 既存建物の買収に要する費用
 - (5) その他の整備費として適当と認められない費用
- 2 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業(設備整備)においては、使用期間が1年未満又は取得価額が100,000円未満の医療機器等(備品)の購入に要する費用については、補助の対象としないものとする。
- 3 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業(事業縮小に伴う施設整備)において、新築・増改築の対象は、厚生労働省と協議の上、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画に掲載された事業に限るものとする。